

品質表示基準の見直しについて

「プレスハム」

プレスハム品質表示基準の見直しについて（案）

平成20年10月22日

農 林 水 産 省

1 趣旨

「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成17年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、プレスハム品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1648号）について、所要の見直しを行う。

2 内容

2種類以上の砂糖類を使用した場合の表示の方法を規定する等の改正を行う。

プレスハム品質表示基準（平成１２年１２月１９日農林水産省告示第１６４８号）一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行								
プレスハム品質表示基準 （趣旨） 第１条 （略） （定義） 第２条 （略） （表示の方法） 第３条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等（加工食品品質表示基準第３条第１項に規定する製造業者等をいう。）は、次の各号に規定するところによらなければならない。 (1) （略） (2) 原材料名 加工食品品質表示基準第４条第１項第２号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のアからエまでの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれアからエまでに規定するところにより記載すること。 ア 肉塊は、「肉塊」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン	プレスハム品質表示基準 （趣旨） 第１条 プレスハム（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものであって、容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年３月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。 （定義） 第２条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>用 語</th><th>定 義</th></tr> <tr> <td>プレスハム</td><td>次に掲げるものをいう。 １ 肉塊を塩漬したものの又はこれにつなぎを加えたもの（つなぎの占める割合が２０％を超えるものを除く。）に調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え、又は加えないで混合し、ケーシングに充てんした後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したものの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの ２ １をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの</td></tr> <tr> <td>肉塊</td><td>畜肉（豚肉、牛肉、馬肉、めん羊肉又は山羊肉をいう。以下同じ。）又は家きん肉を切断したもので10g以上のものをいう。</td></tr> <tr> <td>つなぎ</td><td>畜肉、家兎肉若しくは家きん肉をひき肉したもの又はこれらにでん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たん白、卵たん白、乳たん白、血液たん白等を加えたものを練り合わせたものをいう。</td></tr> </table> （表示の方法） 第３条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等（加工食品品質表示基準第３条第１項に規定する製造業者等をいう。）は、次の各号に規定するところによらなければならない。 (1) 名称 加工食品品質表示基準第４条第１項第１号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。 ア 「プレスハム」と記載すること イ ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器に入れ、又は包装したものにあつては、アに規定する表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を記載すること。 (2) 原材料名 加工食品品質表示基準第４条第１項第２号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のアからエまでの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれアからエまでに規定するところにより記載すること。 ア 肉塊は、「肉塊」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン	用 語	定 義	プレスハム	次に掲げるものをいう。 １ 肉塊を塩漬したものの又はこれにつなぎを加えたもの（つなぎの占める割合が２０％を超えるものを除く。）に調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え、又は加えないで混合し、ケーシングに充てんした後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したものの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの ２ １をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの	肉塊	畜肉（豚肉、牛肉、馬肉、めん羊肉又は山羊肉をいう。以下同じ。）又は家きん肉を切断したもので10g以上のものをいう。	つなぎ	畜肉、家兎肉若しくは家きん肉をひき肉したもの又はこれらにでん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たん白、卵たん白、乳たん白、血液たん白等を加えたものを練り合わせたものをいう。
用 語	定 義								
プレスハム	次に掲げるものをいう。 １ 肉塊を塩漬したものの又はこれにつなぎを加えたもの（つなぎの占める割合が２０％を超えるものを除く。）に調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え、又は加えないで混合し、ケーシングに充てんした後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したものの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの ２ １をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの								
肉塊	畜肉（豚肉、牛肉、馬肉、めん羊肉又は山羊肉をいう。以下同じ。）又は家きん肉を切断したもので10g以上のものをいう。								
つなぎ	畜肉、家兎肉若しくは家きん肉をひき肉したもの又はこれらにでん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たん白、卵たん白、乳たん白、血液たん白等を加えたものを練り合わせたものをいう。								

」、「<u>山羊肉</u>」、「<u>鶏肉</u>」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 イ （略） ウ 肉塊、つなぎ及び食品添加物以外の原材料は、<u>次に定めるところにより記載すること。</u> (7) 「<u>食塩</u>」、「<u>砂糖</u>」、「<u>植物性たん白</u>」、「<u>卵たん白</u>」、「<u>乳たん白</u>」、「<u>たん白加水分解物</u>」、「<u>香辛料</u>」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「<u>異性化液糖</u>」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「<u>砂糖・ぶどう糖果糖液糖</u>」又は「<u>砂糖・異性化液糖</u>」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「<u>砂糖・果糖ぶどう糖液糖</u>」又は「<u>砂糖・異性化液糖</u>」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「<u>砂糖・高果糖液糖</u>」又は「<u>砂糖・異性化液糖</u>」と記載することができる。 (1) <u>使用した砂糖類が２種類以上の場合、(7)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の多い物から順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。</u> エ （略） （表示禁止事項） 第４条 （略）	」又は「<u>山羊肉</u>」と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 イ つなぎ (7) つなぎは、「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、「<u>豚肉</u>」、「<u>牛肉</u>」、「<u>馬肉</u>」、「<u>マトン</u>」、「<u>山羊肉</u>」、「<u>うさぎ肉</u>」、「<u>でん粉</u>」、「<u>小麦粉</u>」、「<u>コーンミール</u>」、「<u>植物性たん白</u>」、「<u>乳たん白</u>」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 (1) でん粉（加工でん粉を含む。）、小麦粉及びコーンミールの含有率（以下「<u>でん粉含有率</u>」という。）を(7)の括弧内の末尾に「<u>でん粉含有率〇％</u>」と記載すること。ただし、でん粉含有率が３％以下である場合は、この限りでない。 ウ 肉塊、つなぎ及び食品添加物以外の原材料は、<u>香辛料にあつては「香辛料」と、その他のものにあつてはその最も一般的な名称をもって記載すること。</u> エ 食品添加物は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあつては、同条第１項第１号ホ括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。 （表示禁止事項） 第４条 加工食品品質表示基準第６条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(2)に掲げる事項についてはプレスハムの日本農林規格（昭和46年２月26日農林省告示第338号）第３条に規定する規格による格付が行われたものに表示する場合、(6)に掲げる事項（品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語に限る。）については品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。 (1) ハム類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1647号）第２条の表の左欄に掲げる用語又はこれらと紛らわしい用語 (2) 「<u>特級</u>」、「<u>上級</u>」又は「<u>標準</u>」の用語
---	---

- | |
|---|
| (3) 前号に掲げる等級を示す用語と紛らわしい用語
(4) 原料肉を２種類以上使用したものにおける原料肉の一部の名称を特に表示する用語
(5) でん粉等のつなぎを使用したものについて、原材料のすべてが食肉であるかのように誤認させる用語
(6) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語 |
|---|